

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	鈴鹿市

作成 令和8年3月31日
第 回変更 令和 年 月 日

鈴鹿市鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度
対象地域	鈴鹿市

※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急に必要な被害防止のための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する

※ 計画期間は3年程度とする

※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 6 年度)

①農業被害の現状

対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	90	8,206	6,159	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
イノシシ	112	9,476	6,758	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
ニホンザル	55	4,507	3,120	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
アライグマ	27	1,918	1,199	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()

②林業被害の現状

対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)

③水産業被害の現状(カワウ)

被害量(kg)	被害金額(千円)	備考

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	西部地域を中心に水稲移植後(5月~6月頃)の生育期の食害が多く報告されている。 また、小麦・大豆の食害については、庄内地区、久間田地区を中心に、発芽直後の被害が数多く報告されおり、防護柵等の適切な対策が講じられていない場合、収穫が見込めない圃場も確認されている。 被害の発生場所は林縁部に近い圃場が多く、近年では河川の藪や耕作放棄地などが隠れ場所となり、被害範囲は拡大傾向にある。
イノシシ	西部地域を中心に水稲収穫期(8月~9月頃)の食害及び水田の踏み荒らし、畦の破壊などで農業経営に大きな負担を課している。 また、小麦・大豆・野菜等の被害についても、収量に影響が出ている。 なお、痕跡及び捕獲頭数について、一時は豚熱の影響により減少していたが、令和4年秋頃から徐々に増加傾向にあり、生息頭数も増加しているものと推測される。生息範囲についても拡大傾向にあり、国府地区、合川地区、天名地区、河曲地区等では新たな被害地域も発生している。
ニホンザル	庄内地区を遊動域とする「鈴鹿A群」及び「亀山E群」による農作物等への被害が報告され、令和6年度には「鈴鹿A群」から分裂した「鈴鹿B群」の出没が確認されている。 なお、どの群れも人慣れが進んでおり、農作物被害だけでなく、人家の軒先や屋根に登るなど生活圏への侵入も見られる。 また、毎年ではないが夏頃には国府地区で「亀山C群」による被害が報告されるほか、市内各所でハナレザル及び未判別の群れと思われる個体群の出没が頻発している。
アライグマ	鈴鹿市全域で生息が確認されており、年々被害も拡大傾向にある。果樹(ブドウ、イチゴ、スイカ、カキ)、野菜(スイートコーン、ラッカセイ)の被害報告も多い。 また、人家や空き家への家屋侵入や糞尿被害、ペットへの被害など生活環境被害も数多く報告される。

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 10 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	85	7,796	5,851
イノシシ	107	9,002	6,420
ニホンザル	47	3,831	2,652
アライグマ	25	1,822	1,139

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ			
イノシシ			

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	無意識の餌付けの防止、周辺環境整備の必要性を周知しつつ、引き続き侵入防止柵の普及・啓発に努める。また、既設の侵入防止柵の点検等を行いながら、自助意識の高揚を図り、自助・共助・公助のバランスのとれた取組により、令和6年度被害の5%減を目標とする。
イノシシ	無意識の餌付けの防止、周辺環境整備の必要性を周知しつつ、引き続き侵入防止柵の普及・啓発に努める。なお、豚熱の影響により、痕跡及び捕獲頭数は一時減少していたが、令和4年秋頃から増加傾向にあり、生息頭数も増加しているものと推測される。生息範囲についても拡大傾向にあることから、侵入防止柵の導入が進まない地域等を中心に獣害対策5か条の普及に努め、令和6年度被害の5%減を目標とする。
ニホンザル	地域実施計画に基づき、群れ毎の適切な管理を目指す。「鈴鹿A群」及び分裂により生じたと思われる「鈴鹿B群」は全頭捕獲を目標に計画的な管理を実施する。「亀山E群」は発信機が脱着し、遊動域や頭数が近年は確認できていない状況のため、発信機装着や遊動域の調査に努め、加害レベルの判定を随時行いつつ、地域による追払い強化を図る。軽減目標は令和6年度被害の15%減を目標とする。
アライグマ	近年、出没頻度及び捕獲数は増加の一途を辿り、今後も被害拡大が懸念される。果樹及び野菜の被害を軽減するため、防護柵の有用性を説明するのに加え、捕獲圧の強化を図る。また、空き家等の家屋に侵入し、出産や子育てをする事例が多く報告されており、これが個体数の増加、結果的には農業被害増加の一因となっている。農業被害、環境被害の両面から防除に取り組むことで、令和6年度被害の5%減を目標とする。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置		追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	○
その他()					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	年 月 日			
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	H28年4月1日	1	37	被害防止の捕獲
課題	捕獲者の高齢化及び担い手の不足により、体制の維持及び捕獲者の確保が難しくなってくることを懸念される。			

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くくりわな		大型捕獲檻(ニホンザル)	
捕獲檻(イノシシ)		ドロップネット		ICT機器(ホカクラウド)	
捕獲檻(兼用)	47	囲いわな(兼用)		ICT機器()	1
捕獲檻(ニホンザル)	4	囲いわな(ニホンザル)	1	その他()	
小動物用捕獲檻	73	大型捕獲檻(兼用)	1	その他()	
課題	被害地域を対象に捕獲檻(兼用)の貸し出しを行っているが、効果的な運用ができていない檻もある。実施隊による定期的な見回り及び相談並びに講習会等の開催により捕獲者の技術向上を図っていく必要がある。				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵	7,981	鈴鹿市や鈴鹿農協の補助金を活用した防護柵の設置は普及しつつある。今後は、生息範囲が拡大傾向にある地域で、防護柵の普及・啓発に努める。
金網柵	5,668	
電気柵	31,214	
複合柵(WM柵+電気柵)	307	
複合柵(金網柵+電気柵)	480	
その他()	6,656	

- ※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する
- ※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する
- ※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m ²)	課題

- ※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する
- ※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
動物駆逐用煙火やロケット花火を配付し、地域住民による追払い活動が行われている。 なお、群れとして判別されていない個体群の被害及び目撃情報も報告されており、引き続き状況調査が必要である。

⑦放任果樹の除去の実施と課題

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
関係機関から支援をいただきながら、防護柵の設置指導や講習会等の開催を行っている。 なお、行政による対応を求められることも多く、改めて自助・共助による獣害対策の必要性を認識いただくよう普及に努める必要がある。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
9	集落での取組であっても、主体は狩猟免許保持者や自治会役員等の限られたメンバーであり、取組の継続性に課題が残る。

- ※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)			
電波発信機装着数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2	2	2

※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和7年度)	
群名	推定生息頭数
鈴鹿A	149頭
鈴鹿B	6頭
亀山E	不明

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪ その他被害防止対策の活動実績と課題

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の	優先	種類	対策の	優先	種類	対策の	優先
捕獲体制の整備	○	5	捕獲機材の導入	○	7	侵入防止柵の設置	○	6
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	4	放任果樹の除去		
被害防止技術・知識の普及	○	2	集落ぐるみの取組の推進	○	1	ニホンザルの遊動域調査	○	3
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制 (令和 7 年度)

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣 捕獲員)	市町職員		
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無	被害防止の捕獲を実施している。
		○	
民間団体		委託の有無	
その他	自治会	委託の有無	被害地区の自治会が、狩猟免許取得等の条件を充たした上で、被害防止の捕獲を実施している。
		○	

※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する

※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する

※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ	・捕獲檻を活用し、被害を発生させる個体の捕獲を支援。 ・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得の支援。 ・集落での被害防止技術・知識の普及、追払い、捕獲等を推進するため、講習会等の実施。
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ	・捕獲檻を活用し、被害を発生させる個体の捕獲を支援。 ・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得の支援。 ・集落での被害防止技術・知識の普及、追払い、捕獲等を推進するため、講習会等の実施。
令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ	・捕獲檻を活用し、被害を発生させる個体の捕獲を支援。 ・捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得の支援。 ・集落での被害防止技術・知識の普及、追払い、捕獲等を推進するため、講習会等の実施。

※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する

※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること

※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画	○	令和8年3月13日	ニホンザル
特定外来生物防除実施計画	○	令和3年3月5日	アライグマ・カニクイアライグマ・ヌートリア
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する

※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

ニホンジカの捕獲頭数は横ばいで推移しているが、被害エリアは拡大傾向にあることから、引き続き捕獲圧強化に努める。

イノシシの捕獲頭数は横ばいで推移しているが、豚熱感染拡大の影響が落ち着き、被害の相談や報告も多々あるため、生息頭数の増加が考察できることから、引き続き捕獲圧強化に努める。

ニホンザルの捕獲頭数は、まるみえホカクンを導入した大型捕獲檻(囲いわなも併設)への誘引状況で大きく左右されるため、効果的な檻管理に努めつつ、捕獲頭数と群れの頭数を確認し、地域実施計画と整合性を取りながら、加害状況に即して対応する。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	105	105	105
イノシシ	125	125	125
ニホンザル	35	35	35
アライグマ	35	35	35

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	35	35	35

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	150	84	100	70	100	95
	狩猟	—	122	—	66	—	129
イノシシ	有害	210	98	120	87	120	110
	狩猟	—	23	—	13	—	25
ニホンザル	有害	50	8	30	42	30	4
	個体数調整 狩猟	—	—	—	—	—	—
アライグマ	有害	30	5	30	16	30	22
	狩猟	—	104	—	116	—	88
合計	有害	440	195	280	215	280	231
	狩猟	—	249	—	195	—	242
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	56.0%		70.0%		95.0%	
	イノシシ	46.7%		72.5%		91.7%	
	ニホンザル	16.0%		140.0%		13.3%	
	アライグマ	16.7%		53.3%		73.3%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	椿地区、鈴峰地区、庄内地区、合川地区
捕獲予定時期	令和8年度～令和10年度(通年)
捕獲の取組内容	実施隊、猟友会、集落の担い手による被害防止の捕獲

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性		捕獲手段	
捕獲予定時期		捕獲予定場所	

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する
- ※ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ・イノシシ	被害が著しく、侵入防止柵設置の希望がある地区	被害が著しく、侵入防止柵設置の希望がある地区	被害が著しく、侵入防止柵設置の希望がある地区

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

(2) その他被害防止に関する取組

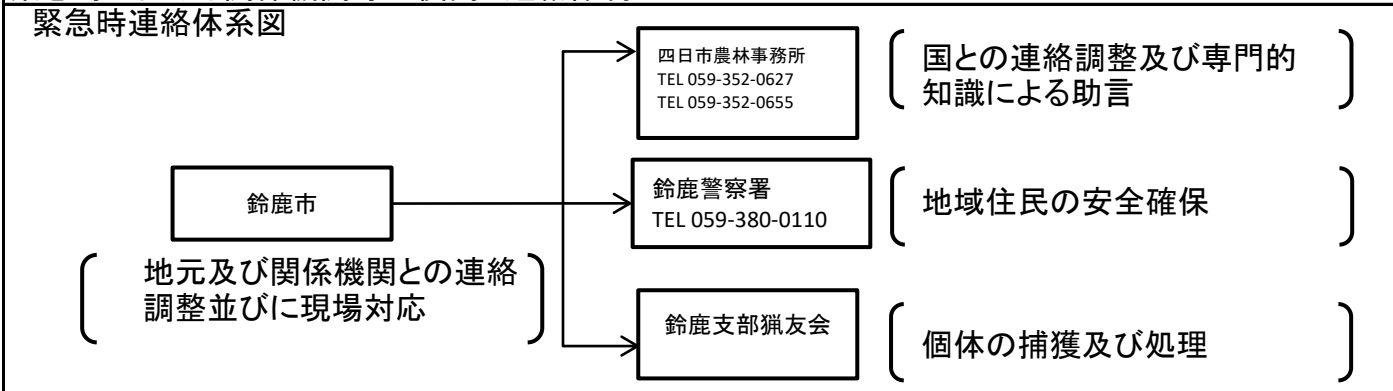
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	ニホンジカ イノシシ	地域内の見回りや電気柵の設置状況調査、研修会の実施、周辺環境整備など、捕獲のみに偏らない複合的な取組みを推進し、自助・共助・公助のバランスの取れた集落づくりを目指す。
令和8年度 令和9年度 令和10年度	ニホンザル	加害レベルの測定を随時行いつつ、各群れに応じて集落ぐるみの取組みを実施する。

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時における関係機関等の役割と連絡体制



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鈴鹿市鳥獣被害防止対策協議会	設置年月日	平成21年3月11日設置
構成機関の名称	役割		
鈴鹿市	事務局機能		
鈴鹿農業協同組合	地域住民・生産者からの被害状況の調査。営農生産の観点からの助言・指導。		
鈴鹿市各地区農業委員会	各地区の被害状況の確認及び集約。		
被害地域自治会代表	被害状況と現状の防止対策等の情報提供。		
三重県鈴鹿支部猟友会	捕獲の専門的知見からの助言・指導。		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県四日市農林事務所	有害鳥獣対策の広域的行政担当部署としての助言等。
四日市鈴鹿地域農業改良普及センター	被害対策を含めた農業技術指導・普及の専門的機関としての指導及び助言。
三重県中央農業改良普及センター	獣害対策に関する総合的な指導及び助言。
三重県農業研究所	

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 7 年度)

設置年月日	平成 24年6月6日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	9	0	6	0	0	
民間隊員	0	0	0	0	0	
計	9	0	6	0	0	
うち対象鳥獣捕獲員						
活動内容	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					
活動方針	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各関係機関と密に連携し、地域への普及啓発活動や実際の駆除・防除活動に専門的見地からの技術的支援を依頼。

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input checked="" type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他()				
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無		
	TANAKENサービス	三重県三重郡菰野町大字下村1689番地1	○		
処理加工施設の整備計画	計画の有無	無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
課題					

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した獣肉の利活用方法について有効に活用できるよう検討する。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

--

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する